

## 第16期 第4回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成29年12月26日(火) 午後1時30分～午後4時00分

2 場所： 豊見城市役所2階 第1会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区		
西部地区	高安 昌俊	

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 當間 康由 ・ 當銘 博

7 現場調査日時： 平成29年12月26日(火) 午後1時32分～午後3時21分

8 現場調査数： 5 件

9 付議すべき案件

報告第 13 号	農地転用後の利用状況の報告について(6件)
報告第 14 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について(2件)
報告第 15 号	転用許可に係る工事の完了報告について(6件)
報告第 16 号	現況証明願について(6件)
報告第 17 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について(2件)
報告第 18 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(3件)
報告第 19 号	農地法第18条第6号の規定による通知について(1件)
議案第 9 号	農地法第3条の規定による許可申請について(6件)
議案第 10 号	農地転用事業計画変更承認申請について(1件)
議案第 11 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について(6件)
協議第 3 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について(2件)

10. 会議の内容 午後1時30分 開会

会長 皆さん、こんにちは。1時半になりましたので、ただいまから第16期豊見城市農業委員会第4回総会を開催いたします。

(午後1時30分) 開会

会長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中8名で、全員参加ということで、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第8番委員の當間康由委員と第2番委員の當銘博委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局長の大城局長及び當銘主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは議事録署名委員に第8番委員の當間委員と第2番委員の當銘委員、そして会議書記に大城事務局長及び當銘主査を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日提案された議案等についての現場調査5件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時32分

再開 午後3時21分

会長 再開します。

現場調査、大変お疲れさまです。

これより報告案件に入ります。初めに報告第13号について、事務局の説明を

お願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。  
報告第13号「農地転用後の利用状況の報告について」  
6件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、  
ご報告いたします。  
以上です。

会長

ただいまの報告第13号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから  
質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行していきます。  
次に報告第14号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の4ページをお開きください。  
報告第14号「転用許可にかかる工事の進捗状況報告について」  
2件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、  
ご報告いたします。  
以上です。

会長

ありがとうございます。  
では報告第14号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いい  
たします。  
特にないですか。

(はいの声あり)

会長

進行していきます。  
次に報告第15号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の6ページをお開きください。  
報告第15号「転用許可にかかる工事の完了報告について」  
6件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、  
ご報告いたします。  
以上です。

会長

ただいまの報告第15号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質

疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 16 号について、事務局の説明をよろしくをお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。  
報告第 16 号「現況証明願について」  
6 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。  
以上です。

会長 ただいまの報告第 16 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行していきます。  
次に報告第 17 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。  
報告第 17 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」  
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。  
以上です。

会長 ただいまの報告第 17 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 18 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。  
報告第 18 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」  
3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会長 ただいまの報告第 18 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行してよろしいですか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 19 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 19 ページをお開きください。  
報告第 19 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」  
1 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告いたします。  
以上です。

会長 報告第 19 号について質疑を許します。質疑のある方はお願いいたします。  
進行してよろしいですか。

(進行の声あり)

会長 次に議案案件に入ります。議案第 9 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 9 号について説明いたします。議案書の 21 ページをお開きください。  
議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
6 件ございました。  
なお、整理番号 2 番から 6 番までは譲受人が同一となっております。  
まず整理番号 1 番につきまして、議案書の 23 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字上田西後原 396 番につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。  
済みません、休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 28 分

再開 午後 3 時 33 分

会長

再開します。

事務局

次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 25 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字与根南浜崎原 521 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 3 番につきましては、26 ページになります。同じく、豊見城市字与根南浜崎原 521 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 4 番につきましては、次のページです。同じく、豊見城市字与根南浜崎原 521 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。続きまして整理番号 5 番につきましては、29 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字伊良波先祖原 361 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 6 番につきまして、議案書 31 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字与根西中原 181 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

議案第 9 号について、1 件ずつ審議しますが、整理番号 2 番から 6 番までは関連しますので一括して審議をします。それではまず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長

はい、7 番委員。

7 番委員

外間さんは自営業となっておりますが、従事日数 171 日、自営業はどういう職業でしょうか。

事務局

これは家族で車の修理工場を営んでいるということだったのですが、これは本

人確認です。実際に修理工場でお話を聞きました。なので、この日数については確実に確保できますというご本人からのお話もあります。確認はとれています。

7番委員 糸満でも同時申請とありますけれども、糸満のものと足して4,222㎡ですか。

事務局 そうです。

7番委員 経営開始ということは新規就農になるのですか。

事務局 お話を聞くと、車の修理工もやりつつですけれども、ご家族ぐるみで、親戚も総出で畑という意味では、経験は昔からあるというお話はしていました。自分の畑を持つという意味で経営開始となっています。

7番委員 わかりました。

会長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。  
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号1番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号1番については許可することに決定しました。

次に整理番号2番から6番は関連しますので、一括して審議をしたいと思えます。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(2番委員挙手)

会長 はい、2番委員。

2番委員 5番と6番が3年間賃借とありますけれども、これは畑でも3年は普通なので



すか。短いような気もするのですが。

事務局 申請に上がるケースとしてはあります。初めてのケースではないです。

2番委員 これが普通なのですか。珍しい感じがするのですが。

事務局 頻度という意味でですか。確かに多くはないです。5年とか10年はありますけれども、3年もないことはないですが、数としてはそんなに多くはないです。

2番委員 この経営開始ですけれども、3年間で次は借りないとなったら、この後は解約しても別に問題はないのですか。

事務局長 賃借権については、農地法第3条で賃借権の設定をした場合は、勝手に片一方から賃借権の解除というのはできません。これは県知事の許可が必要です。お互いに文書で合意解約をすれば別ですけれども、それ以外は、片方から一方的に解約することはできません。

2番委員 3年とありますけれども、実際はもっと続く可能性が高いということですか。

事務局長 要は、耕作者の権利は結構強く守られることになります。

2番委員 わかりました。

会長 ほかにないでしょうか。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号2番から6番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号2番から6番については許可することに決定しました。

次に議案第10号について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案書の33ページをお開きください。

議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。整理番号 1 番につきまして、39 ページをお開きください。当初計画の土地の所在は我那覇佐真下原 667-1、667-2、661-1、転用目的は自動車修理工場の修理車両置き場、変更計画の土地の所在は我那覇佐真下原 662、663-2、変更計画は当初許可地に今回 5 条許可申請する土地を含めた修理車両置き場の計画に変更する内容となっております。当該申請につきまして各判断基準には該当しないため、承認要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 10 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 10 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいのですがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第 10 号について、事業計画変更に係る判断基準に該当せず、承認すべきと思われることから、承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 10 号は承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第 11 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 41 ページから 42 ページをお開きください。

議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

6 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。

まず、整理番号 1 番につきまして、47 ページをお開きください。申請のあった土地は、真玉橋東原 471-1、用途は貸資材置き場。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、52 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇佐真下原 662、用途は自動車修理工場の修理車両置き場。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、56 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇佐真下原 663-2、用途は自動車修理工場の修理車両置き場。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、61 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西原 8-8 (873 m<sup>2</sup>のうち 817 m<sup>2</sup>)、用途は中古車展示場。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、66 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 508-2、508-3、用途は資材置き場。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 6 番につきまして、72 ページをお開きください。申請のあった土地は、渡橋名浜原 288-4、用途は貸駐車場 (レンタカー)。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 11 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

議案第 11 号は 1 件ずつ審議します。まず、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 2 番、3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 整理番号 2 番、3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番、3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。  
次に協議第 3 号について審議をします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは協議第 3 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」は、農林水産課のほうから説明をさせます。

会長 お願いします。

農林水産課 皆さん、こんにちは。農林水産課農政班の赤嶺です。  
ページで言いますと、73 ページから 75 ページをお開きください。農用地利用集積の計画(案)で説明したいと思います。まず初めに、H29-16、こちら貸し手が●●さん、借り手が●●さんになっていまして、利用権を設定する農地の地番は、高嶺 178 番地 3 です。面積が 2,489 m<sup>2</sup>、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告の日から 5 年間、借地については年額 15 万円。毎年 12 月末までに口座振込をすることとなっております。  
続いて H29-17 番についてですが、貸し手が●●●●さん、借り手が●●●さんとなっております。利用権を設定する農地の地番は、名嘉地 22 番、面積が 522 m<sup>2</sup>、設定する利用権は使用貸借権となっております。存続期間は公告の日から 6 年間となっております。  
続いて場所の確認ですが、場所は 77 ページ。まず H29-16 で借りる土地は、渡嘉敷、保栄茂地区の土地改良区、桜山荘の近くです。H29-17 で借りる土地は 79 ページを見ていただけますか。名嘉地の公民館の後ろのほうの農地となっております。  
以上です。

会長 ありがとうございます。  
協議第 3 号について説明が終わりました。  
協議第 3 号は 1 件ずつ審議します。これより H29-16 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
これより採決に移ります。H29-16 番について、適正であると豊見城市長へ回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、H29-16 番については適正であると豊見城市長へ回答することに決定しました。  
次に H29-17 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
いいでしょうか。これより採決します。H29-17 番について、適正であると豊見城市長へ回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、H29-17 番については適正であると豊見城市長へ回答することに決定しました。

農林水産課 どうもありがとうございました。

会長 以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。  
委員の皆様には、提案された議事日程に対して丁重なご意見とご審議をいただきまして、ありがとうございました。  
これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

平成 29 年 12 月 26 日 (火)

午後 4 時 00 分終了

議事録署名委員

会長 瀬長 澄子 

8 番委員

岡 康由 

2 番委員

菅 銘 博 